

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第9号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年10月23日 10時30分ごろ	
発生場所	長崎県平戸市生月島北西方沖 大嶽鼻灯台から真方位315° 3,700m付近（概位 北緯33° 27.8′ 東経129° 24.2′）	
事故等調査の経過	平成22年1月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 五十六 明澄、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS2-14885（漁船登録番号）、明星水産有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機減速機の潤滑油ポンプが焼き付き、同潤滑油冷却器及び潤滑油こし器が閉塞、クラッチの前進軸ベアリングが損傷	
事故等の経過	<p>本船は、中型まき網漁業付属運搬船で、船長ほか1人が乗り組み、生月島北西方12海里付近の漁場で漁獲物を積載し、水揚げのため、長崎県松浦市 調川 港に向けて約9ノットの速力で航行中、平成21年10月23日10時30分ごろ、船長が、焼ける臭いに気付き、点検したところ、機関室内に白煙が充満していたので、機関を停止した。</p> <p>本船は、主機関の運転が不能と判断され、僚船により調川港にえい航された。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3	
その他の事項	<p>主機冷却海水こし器及び減速機潤滑油冷却器の海水側が目詰まりしていた。</p> <p>減速機の潤滑油が高温劣化していた。</p> <p>警報装置が故障していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、主機冷却海水こし器及び減速機潤滑油冷却器の海水側が目詰まりし、減速機潤滑油が高温になって圧力が低下し、軸受が損傷したものと考えられる。</p> <p>減速機潤滑油温度が高温になったとき、警報装置が作動しなかった可能性があると考えられる。</p> <p>主機の冷却海水系統の点検及び警報装置の整備が適切に行われていれば、本インシデントの発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、主機冷却海水こし器及び減速機潤滑油冷却の海水側が閉塞したため、本船が生月島西方沖を航行中、減速機潤滑油の冷却が阻	

	害されて潤滑油が高温になり、クラッチ前進軸ベアリング等が焼付いたことにより発生したものと考えられる。
--	--